

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部 要点記録

日 時：令和2年4月28日（火）午前9時～午前9時20分

会 場：区議会第1委員会室

出席者：区長、副区長、教育長、企画政策部長、総務部長（危機管理室長兼務）、区民部長、アカデミー推進部長、福祉部長、子ども家庭部長、保健衛生部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、施設管理部長、会計管理者、教育推進部長、監査事務局長、区議会事務局長、企画課長、広報課長、総務課長、危機管理課長、防災課長、生活衛生課長、財政課長、職員課長

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の対応について

(1) 報告事項

資料に基づき、情報共有を図った。

(2) 協議事項

(企画政策部)

- ・行政情報センターの業務一部再開（電話相談のみ）について確認した。

(総務部)

- ・緊急事態宣言の期間延長が行われた場合の職員食堂の臨時休業の継続について確認した。

(アカデミー推進部)

- ・緊急事態解除宣言があった場合も都内感染期であるため、文京ふるさと歴史館、森鷗外記念館、地域アカデミー（湯島・音羽・茗台・千石）及び文京アカデミー及びアカデミー向丘の業務について緊急事態宣言時と同様の取扱いを確認した。

(子ども家庭部)

- ・9月開催予定の子育てフェスティバルについては、分散開催や保育園の紹介等掲示に限定するなど、縮小実施の方向で検討することを確認した。

(学校教育部)

- ・青少年プラザ（b-1ab）及び児童館については、緊急事態解除宣言があった場合でも、当面の間、休館することを確認した。
- ・図書館については、緊急事態解除宣言があった場合は、5月末まで、サービス業務の一部休止及び開館時間の短縮で開館することを確認した。
- ・教育センターの児童発達支援センター事業、総合相談事業、教育支援センター（ふれあい教室）については、緊急事態解除宣言があった場合でも、当面の間、現在の措置を継続することを確認した。

(3) その他

- ・緊急事態解除宣言があった場合でも、都内感染期であることに変わりはないため、事業継続計画（新型コロナウイルス感染症編）どおりの対応であることを確認した。
- ・臨時休業している職員食堂を職員向けの昼休憩室として開放しているため、特に職員数の多い部署では周知を行うよう依頼があった。